

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成16年12月24日京都市条例第29号）（建設局水と緑環境部緑地管理課）

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行により、都市公園法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年12月24日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第29号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第2項または法」を「第5条第1項若しくは」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または第7条」を「又はこの条例第7条第1項」に、「の許可」を「の規定による許可」に、「または第3項」を「又は第3項」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「公園においては」を「何人も、公園において」に改め、「の各号」を削り、「第5条第2項または法」を「第5条第1項若しくは」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または第3条第1項」を「又はこの条例第3条第1項」に、「または第7条の」を「若しくは第7条第1項の規定による」に、「に当り適用を除外したもの」を「を受けたとき」に改め、同条第1号及び第2号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条第6号中「焚火」を「たき火」に、「または」を「又は」に改め、同条第7号中「または」を「又は」に改め、同条第8号中「または」を「又は」に、「とめおく」を「留め置く」に改める。

第8条の見出し中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に

改め、「の各号」を削り、同項第1号ア中「とする」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第12条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条第2号中「天災その他自己の責に帰することのできない理由によって」を「災害その他の不可抗力により」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 法第27条第2項又はこの条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらに規定する必要な措置を命じたとき。

第15条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)